

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)	課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)
<p style="text-align: center;">課題設定型産業技術開発費助成金交付規程</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月1日 平成15年度規程第30号 (略)</p> <p style="text-align: center; color: red;"><u>一部改正 2020年3月31日2019年度規程第32号</u></p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(助成対象費用等)</p> <p>第6条 助成の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、第4条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記に掲げるものの範囲とする。</p> <p>2 助成金の額は、助成対象費用の総額に別途定める補助率を乗じた金額以内又は別途定める助成対象費用の金額以内とする。ただし、機構が学術機関等(国公立研究機関、<u>国公立大学法人</u>、<u>大学共同利用機関法人</u>、<u>公立大学</u> <del>(削除)</del>、私立大学、高等専門学校 <u>並びに国立研究開発法人</u>、独立行政法人、<u>地方独立行政法人</u>及びこれらに準ずる機関。(以下「学術機関等」という。))に対する共同研究費を定額助成と定めた場合は、その金額以内とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(交付に当たっての条件)</p> <p>第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">課題設定型産業技術開発費助成金交付規程</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月1日 平成15年度規程第30号 (略)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(助成対象費用等)</p> <p>第6条 助成の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、第4条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記に掲げるものの範囲とする。</p> <p>2 助成金の額は、助成対象費用の総額に別途定める補助率を乗じた金額以内又は別途定める助成対象費用の金額以内とする。ただし、機構が学術機関等(国公立研究機関、<u>国立大学法人</u>、<u>公立大学法人</u>、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関。(以下「学術機関等」という。))に対する共同研究費を定額助成と定めた場合は、その金額以内とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(交付に当たっての条件)</p> <p>第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p>

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）	課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）
<p>一～四（略）</p> <p>五 助成事業者は、助成事業の<u>全部又は一部</u>を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。<u>ただし助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りではない。</u> <u>また、委託又は共同で実施する場合には</u>、実施に関する契約を締結すべきこと。</p> <p>六～八（略）</p> <p>九 助成事業者は、助成事業が完了するとき（第<u>三</u>号の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。</p> <p>十～十三（略）</p> <p>十四 助成事業者は、第19条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。<u>ただし、第18条第1項第九号及び第十号の規定による場合はこの限りではない。</u></p> <p>十五～二十四（略）</p> <p>二十五 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。<u>ただし、様式第1、様式第6、様式第7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第9（削除）を除く。</u></p> <p>二十六～三十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第10条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件の</p>	<p>一～四（略）</p> <p>五 助成事業者は、助成事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結すべきこと。</p> <p>六～八（略）</p> <p>九 助成事業者は、助成事業が完了するとき（第<u>3</u>号の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第4による実績報告書を機構に提出すべきこと。</p> <p>十～十三（略）</p> <p>十四 助成事業者は、第19条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。<u>ただし、第18条第1項第九号の規定による場合はこの限りではない。</u></p> <p>十五～二十四（略）</p> <p>二十五 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。<u>ただし、様式第1、6、7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）、9、及び11-2を除く。</u></p> <p>二十六～三十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第10条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件の</p>

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）	課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）
<p>うち同条第1項第<u>十九</u>号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。</p> <p>（助成事業の内容の変更）</p> <p>第11条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第9条第1項第<u>二</u>号ただし書の場合については、様式第8による計画変更届出書を提出させるものとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第12条～第17条 （略）</p> <p>（交付決定の取消）</p> <p>第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 助成事業者が、第26条の規定の誓約<u>に</u>違反したとき。</p> <p>九 （略）</p> <p><u>十 第23条第3項に規定する場合において、助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。</u></p> <p>2 前項第<u>二</u>号から第<u>八</u>号に掲げるものについては、第13条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>うち同条第1項第<u>19</u>号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。</p> <p>（助成事業の内容の変更）</p> <p>第11条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第9条第1項第<u>2</u>号ただし書の場合については、様式第8による計画変更届出書を提出させるものとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第12条～第17条 （略）</p> <p>（交付決定の取消）</p> <p>第18条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 助成事業者が、第26条の規定の誓約違反したとき。</p> <p>九 （略）</p> <p>2 前項第<u>1</u>号から第<u>8</u>号に掲げるものについては、第13条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。</p> <p>3 （略）</p>

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）	課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）
<p>（助成金の返還等）</p> <p>第19条 機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第3項第<u>三</u>号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。</p> <p>第20条～第22条 （略）</p> <p>（成果の普及及び企業化への努力）</p> <p>第23条 機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及及び企業化により、<u>国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現</u>に努めるものとする。</p> <p><u>2 助成事業者は、交付申請書に添付する企業化計画書を変更しようとする場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項に基づき、あらかじめその承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>一 企業化計画を著しく変更しようとするとき。</u></p> <p><u>二 その他前項の規定の趣旨に影響を与えるものとして、機構及び助成事業者が協議してあらかじめ定めた条件に該当するとき。</u></p> <p><u>3 前項において、企業化計画の変更が第1項の規定に抵触するおそれがある場合、機構は、助成事業者に対して変更内容の改善を求めることができる。</u></p> <p><u>4 助成事業者は、研究成果の事業化・製品化を行う場合については、事前に機構に対</u></p>	<p>（助成金の返還等）</p> <p>第19条 機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第3項第<u>3</u>号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。</p> <p>第20条～第22条 （略）</p> <p>（成果の普及及び企業化への努力）</p> <p>第23条 機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及及び企業化に努めるものとする。</p> <p><u>2 助成事業者は、研究成果の事業化・製品化を行う場合については、事前に機構に対</u></p>

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）

し報告するものとする。また、研究成果の事業化・製品化について発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られた成果を活用していることを明示するものとする。

第24条～第27条（略）

附 則（2020年3月31日2019年度規程第32号）

この規程は、2020年4月1日から実施する。

（別記）

助成対象費用（内容）

費目	細目
I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費 助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
II 労務費	1. 研究員費 助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	2. 補助員費 助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1.研究員費に含まれるものを除く）。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）

し報告するものとする。また、研究成果の事業化・製品化について発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られた成果を活用していることを明示するものとする。

第24条～第27条（略）

（別記）

助成対象費用（内容）

費目	細目
I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費 助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
II 労務費	1. 研究員費 助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	2. 補助員費 助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1.研究員費に含まれるものを除く）。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）		課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）	
Ⅲ その他 経費	1. 消耗品費 助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。	Ⅲ その他 経費	1. 消耗品費 助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	2. 旅費 ①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。		2. 旅費 ①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。
	3. 外注費 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。		3. 外注費 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。
	4. 諸経費 上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。		4. 諸経費 上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。
Ⅳ 委託費 ・ 共同 研究 費 ※	1. 委託費・共同研究費 助成事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。	Ⅳ 委託費 ・ 共同 研究 費 ※	1. 委託費・共同研究費 助成事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。
	2. 学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額助成） 助成事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。		2. 学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額助成） 助成事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。
<p>※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、<b>機構の承認を得る</b>必要があります。なお、委託費・共同研究費は、原則として助成対象費用の額の50%未満です。</p> <p><b>※学術機関等に対するⅣ.委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能です。</b></p>		<p>※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載する<b>必要がある</b>あります。なお、委託費・共同研究費は、原則として助成対象費用の額の50%未満です。</p>	

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第1)

(様式第1)

番 号  
年 月 日

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

課題設定型産業技術開発費助成金交付申請書  
(・・助成事業名・・)

課題設定型産業技術開発費助成金交付申請書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、課題設定型産業技術開発費助成金の交付を受けたいので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第7条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

上記の件について、課題設定型産業技術開発費助成金の交付を受けたいので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第7条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の概要
- 3 助成事業の総費用 円
- 4 助成金交付申請額 円
- 5 補助率
- 6 助成事業の開始及び終了予定年月日  
開始年月日 年 月 日  
終了予定年月日 年 月 日

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の概要
- 3 助成事業の総費用 円
- 4 助成金交付申請額 円
- 5 補助率
- 6 助成事業の開始及び終了予定年月日  
開始年月日 年 月 日  
終了予定年月日 年 月 日

7 助成事業期間における資金計画  
(1) 収支計画

7 助成事業期間における資金計画  
(1) 収支計画

(単位：円)

(単位：円)

	区分	年度	年度	年度	計
支出	助成事業に要する経費				
収入	I. 自己資金				
	II. 借入金				
	III. その他の収入				
	(小計)				
	IV. 助成金交付申請額				
	合計				

	区分	年度	年度	年度	計
支出	助成事業に要する経費				
収入	I. 自己資金				
	II. 借入金				
	III. その他の収入				
	(小計)				
	IV. 助成金交付申請額				
	合計				

(2) 借入金等の調達方法

(2) 借入金等の調達方法

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

8 申請者の概要

- (1) 申請者名 (法人番号)
- (2) 資本金 千円
- (3) 従業員数 (うち研究開発部門従事者数) 名 ( 名)
- (4) 大企業・中堅・中小・ベンチャー企業の種別
- (5) 会計監査人名
- (6) 現在の主要事業内容 (主な製品等)

9 助成事業に係る連絡先

- 担当者所属
- 役職・氏名
- 郵便番号、住所
- 電話番号
- FAX番号
- Eメールアドレス

(注)

この申請書には、「助成事業実施計画書 (添付資料1)」及び「企業化計画書 (添付資料2)」を添付すること。

8 申請者の概要

- (1) 申請者名 (法人番号)
- (2) 資本金 千円
- (3) 従業員数 (うち研究開発部門従事者数) 名 ( 名)
- (4) 大企業・中堅・中小・ベンチャー企業の種別
- (5) 会計監査人名
- (6) 現在の主要事業内容 (主な製品等)

9 助成事業に係る連絡先

- 担当者所属
- 役職・氏名
- 郵便番号、住所
- 電話番号
- FAX番号
- Eメールアドレス

(注)

- 1 この申請書には、「助成事業実施計画書 (添付資料1)」及び「企業化計画書 (添付資料2)」を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）

(添付資料1)

助成事業実施計画書

1 実施計画の細目

(1) 事業目的及び目標、事業による効果

- ①事業目的
- ②事業目標
- ③事業による効果

(2) 事業概要

(3) 事業内容

2 実施計画

事業項目	N1年度				N2年度				N3年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期

3 研究開発体制等

(1) 研究開発体制図

(2) 助成先における研究体制（別紙1）

(3) 委託先及び共同研究先における研究体制（別紙1）

(4) 委員会等における外部からの指導又は協力者（別紙1）

4 助成事業に要する費用の内訳等

(1) 全期間総括表（別紙2）

(2) 助成先、研究分担先、分室総括表（別紙2）

(3) 委託先、共同研究総括表（別紙2）

(4) 項目別明細表（別紙2）

(添付資料1)

助成事業実施計画書

1 実施計画の細目

(1) 事業目的及び目標、事業による効果

- ①事業目的
- ②事業目標
- ③事業による効果

(2) 事業概要

(3) 事業内容

2 実施計画

事業項目	N1年度				N2年度				N3年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期

3 研究開発体制等

(1) 研究開発体制図

(2) 助成先における研究体制（別紙1）

(3) 委託先及び共同研究先における研究体制（別紙1）

(4) 委員会等における外部からの指導又は協力者（別紙1）

4 助成事業に要する費用の内訳等

(1) 全期間総括表（別紙2）

(2) 助成先、研究分担先、分室総括表（別紙2）

(3) 委託先、共同研究総括表（別紙2）

(4) 項目別明細表（別紙2）

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）	課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）
<p>(添付資料2)</p> <p style="text-align: center;">企 業 化 計 画 書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 研究開発を行う製品・サービス等の概要 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 内容</li> <li>(2) 製作・実施等の制約</li> <li>(3) 用途（販売予定先）</li> </ol> </li> <li>2 研究開発への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 研究開発を考えるに至った経緯（動機）</li> <li>(2) 事業として成功すると考えた理由</li> <li>(3) 事業化のスケジュール</li> </ol> </li> <li>3 市場の動向・競争力 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市場規模（現状と将来見通し）／産業創出効果</li> <li>(2) 競合が想定される他社の開発動向とそれに対する優位性の根拠</li> <li>(3) 価格競争力</li> </ol> </li> <li>4 売上見通し <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 売上見通し（単位：百万円）</li> <li>(2) 売上見通し設定の考え方</li> </ol> </li> </ol>	<p>(添付資料2)</p> <p style="text-align: center;">企 業 化 計 画 書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 研究開発を行う製品・サービス等の概要 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 内容</li> <li>(2) 用途（販売予定先）</li> </ol> </li> <li>2 研究開発への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 研究開発を考えるに至った経緯（動機）</li> <li>(2) 事業として成功すると考えた理由</li> <li>(3) 事業化のスケジュール</li> </ol> </li> <li>3 市場の動向・競争力 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市場規模（現状と将来見通し）／産業創出効果</li> <li>(2) 競合が想定される他社の開発動向とそれに対する優位性の根拠</li> <li>(3) 価格競争力</li> </ol> </li> <li>4 売上見通し <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 売上見通し（単位：百万円）</li> <li>(2) 売上見通し設定の考え方</li> </ol> </li> </ol> <p><u>(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。</u></p>

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

(様式第2)

番 号  
年 月 日

申請者の名称及び  
代表者氏名 いて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 名

交付決定通知書

年 月 日付で申請がありました課題設定型産業技術開発費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

記

1 助成金の対象となる事業及び内容

年 月 日付第 号をもって申請があったとおりとする。

2 助成事業の名称

(大項目)  
(中項目)  
(小項目)

3 助成事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 交付決定額

助成事業に要する費用の額 金 円

助成対象費用の額 金 円

助成金の額 金 円

補助率

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

	助成事業に要する 費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金 (円)
年度			
年度			
年度			

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第2)

番 号  
年 月 日

申請者の名称及び  
代表者氏名 いて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 名

交付決定通知書

年 月 日付で申請がありました課題設定型産業技術開発費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

記

1 助成金の対象となる事業及び内容

年 月 日付第 号をもって申請があったとおりとする。

2 助成事業の名称

(大項目)  
(中項目)  
(小項目)

3 助成事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 交付決定額

助成事業に要する費用の額 金 円

助成対象費用の額 金 円

助成金の額 金 円

補助率

なお、各年度の助成金の限度額は次のとおりとする。

	助成事業に要する 費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金 (円)
年度			
年度			
年度			

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）	課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）
<p>5 助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びに助成金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>6 助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。</p> <p>7 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。          なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。          （1） 交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。          （2） 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。          （3） 相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。          （4） 機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。          （5） 助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。</p> <p>8 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。</p> <p>9 なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。</p>	<p>5 助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びに助成金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>6 助成金の額の確定は、年度毎に、交付決定された助成金の額と、実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。</p> <p>7 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。          なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。          （1） 交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。          （2） 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。          （3） 相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。          （4） 機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。          （5） 助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。</p> <p>8 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。</p> <p>9 なお、助成金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。</p>

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(別表)

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

助成事業者の名称及び住所				
助成事業の名称				
助成金の額	金 円			
費 目	助成事業に 要する費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金の額 (円)	備 考
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1.委託・共同研究費				
2.学術機関等				
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1.委託・共同研究費				
2.学術機関等				
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1.委託・共同研究費				
2.学術機関等				
合 計				

(別表)

助成事業に要する費用、助成対象費用及び助成金の額

助成事業者の名称及び住所				
助成事業の名称				
助成金の額	金 円			
費 目	助成事業に 要する費用 (円)	助成対象費用 (円)	助成金の額 (円)	備 考
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1.委託・共同研究費				
2.学術機関等				
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1.委託・共同研究費				
2.学術機関等				
年度限度額				
I 機械装置等費				
II 労務費				
III その他経費				
IV 委託・共同研究費				
1.委託・共同研究費				
2.学術機関等				
合 計				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）

（別紙）

（別紙）

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

当該助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

- （１）助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- （２）助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目ⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の2を超えて流用するときは、届出ること。
- （３）助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- （４）助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
- （５）助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には実施に関する契約を締結すべきこと。
- （６）助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- （７）助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- （８）助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- （９）助成事業者は、助成事業が完了するとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、実績報告書を機構に提出すべきこと。
- （10）助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- （11）助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
- （12）助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- （13）助成事業者は、機構が交付規程第19条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。

- （１）助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- （２）助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目ⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の2を超えて流用するときは、届出ること。
- （３）助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- （４）助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
- （５）助成事業者は、助成事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結すべきこと。
- （６）助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
- （７）助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- （８）助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- （９）助成事業者は、助成事業が完了するとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、実績報告書を機構に提出すべきこと。
- （10）助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- （11）助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
- （12）助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
- （13）助成事業者は、機構が交付規程第19条第2項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- （14）助成事業者は、交付規程第19条第1項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合に

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）	課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）
<p>(14) 助成事業者は、交付規程第 19 条第 1 項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 18 条第 1 項第九号及び第十号の規定による場合はこの限りではない。</p> <p>(15) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。</p> <p>(16) 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後 5 年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第 5 による届出書を機構に提出すべきこと。</p> <p>(17) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第 18 条第 1 項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。</p> <p>(18) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。</p> <p>(19) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。</p> <p>(20) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 20 による当該助成事業に係る企業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。</p> <p>(21) 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公表する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。</p> <p>(22) 助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うこと。</p> <p>(23) 助成事業者は、助成事業年度の終了後 5 年間、機構が実施する事後評価、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、事後評価を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後 5 年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）</p> <p>(24) 助成事業者は、労務費の算定に当たっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。</p> <p>(25) 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委</p>	<p>おけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 18 条第 1 項第九号の規定による場合はこの限りではない。</p> <p>(15) 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。</p> <p>(16) 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後 5 年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第 5 による届出書を機構に提出すべきこと。</p> <p>(17) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、交付規程第 18 条第 1 項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。</p> <p>(18) 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。</p> <p>(19) 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。</p> <p>(20) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 20 による当該助成事業に係る企業化状況報告書を機構に提出し、当該助成事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された助成金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。</p> <p>(21) 助成事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公表する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。</p> <p>(22) 助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく機構の判断に従うこと。</p> <p>(23) 助成事業者は、助成事業年度の終了後 5 年間、機構が実施する事後評価、追跡調査・評価、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、機構が必要があると認めるときは、事後評価を助成事業完了前に行うこととする。（なお、助成事業年度の終了後 5 年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）</p> <p>(24) 助成事業者は、労務費の算定に当たっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。</p> <p>(25) 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第 1、6、7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）、9、及び 11-2 を除く。</p>

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）	課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）
<p>任することができる。ただし、様式第 1、様式第 6、様式第 7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第 9 を除く。</p> <p>(26) 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。</p> <p>(27) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。</p> <p>(28) 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。</p> <p>(29) 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定）に基づき調査を行うこと。）</p> <p>(30) 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。</p> <p>(31) 助成事業者は、第 8 条第 2 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。</p> <p>(32) 助成事業者が「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）に基づく革新的技術特区（以下「スーパー特区」という。）に応募し、当該助成事業の全部又は一部がスーパー特区の採択課題として決定がなされた場合には、決定がなされた旨を機構に申し出ることにより当該公募要領で規定する「スーパー特区における研究資金の統合的かつ効率的な運用の方策」に基づき、助成対象費用について統合的かつ効率的な運用を行うことができる。</p> <p>(33) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。</p>	<p>(26) 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。</p> <p>(27) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。</p> <p>(28) 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。</p> <p>(29) 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定）に基づき調査を行うこと。）</p> <p>(30) 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。</p> <p>(31) 助成事業者は、第 8 条第 2 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。</p> <p>(32) 助成事業者が「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）に基づく革新的技術特区（以下「スーパー特区」という。）に応募し、当該助成事業の全部又は一部がスーパー特区の採択課題として決定がなされた場合には、決定がなされた旨を機構に申し出ることにより当該公募要領で規定する「スーパー特区における研究資金の統合的かつ効率的な運用の方策」に基づき、助成対象費用について統合的かつ効率的な運用を行うことができる。</p> <p>(33) 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。</p>

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第3)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金に係る事故報告書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第9条第1項第七号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の現在の進捗状況
- 3 事故の原因及び内容
- 4 事故に係る金額
- 5 事故に対してとった措置
- 6 今後の助成事業の遂行及び完了の予定

(注)

助成事業の現在の進捗状況には、当初の計画との差異についても記載すること。

事業番号:

(様式第3)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金に係る事故報告書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第9条第7号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の現在の進捗状況
- 3 事故の原因及び内容
- 4 事故に係る金額
- 5 事故に対してとった措置
- 6 今後の助成事業の遂行及び完了の予定

(注)

- 1 助成事業の現在の進捗状況には、当初の計画との差異についても記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号:

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第 4)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金に係る実績報告書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第 9 条第 1 項第九号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の交付決定年月日、番号及び交付決定額
  - (1) 交付決定年月日 年 月 日
  - (2) 番 号 第 号
  - (3) 交付決定額 円
  - (4) 助成事業期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 助成事業結果報告書 (別紙 1)
- 4 収支報告書 (別紙 2)
- 5 経費発生調書 (別紙 3)
- 6 月別項目別明細表 (別紙 4)

(注)

様式第 14 の「取得財産等管理明細表」を添付すること。

事業番号:

(様式第 4)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金に係る実績報告書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第 9 条第 9 号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の交付決定年月日、番号及び交付決定額
  - (1) 交付決定年月日 年 月 日
  - (2) 番 号 第 号
  - (3) 交付決定額 円
  - (4) 助成事業期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 助成事業結果報告書 (別紙 1)
- 4 収支報告書 (別紙 2)
- 5 経費発生調書 (別紙 3)
- 6 月別項目別明細表 (別紙 4)

(注)

- 1 様式第 14 の「取得財産等管理明細表」を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第5)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金に係る成果発表及び産業財産権等届出書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた課題設定型産業技術開発費助成金に係る助成事業に関して、下記のとおり学術誌等で発表、又は産業財産権等の出願若しくは取得(譲渡、実施権の設定)をしたので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第9条第1項第十六号の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 研究発表・講演(口頭発表も含む)

(例)

発表者	所属	タイトル	学会名・イベント名等	発表年月

- 3 論文

(例)

発表者	所属	タイトル	発表誌名	ページ番号	発表年月

- 4 特許等

(例)

出願者	出願番号	国内・外国・PCT	出願日	状態	名称	発明者

- 5 受賞実績

(例)

発表者	所属	タイトル	雑誌名・学会名・イベント名等	発表年月

(様式第5)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金に係る成果発表及び産業財産権等届出書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた課題設定型産業技術開発費助成金に係る助成事業に関して、下記のとおり学術誌等で発表、又は産業財産権等の出願若しくは取得(譲渡、実施権の設定)をしたので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第9条第18号の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 開発題目
- 3 論文発表

1) 発表題目

2) 発表形態

(査読の有無、使用言語(日本語、英語等)、名称)

3) 論文掲載許可年月日

4) 著者

(所属、役職、氏名)

- 4 産業財産権等の出願又は取得

1) 種類(産業財産権等の名称)

2) 出願又は取得年月日

3) 内容

(出願番号、出願人、登録番号、譲渡日、実施権の設定日等を記載する。)

4) 相手先及び条件(譲渡又は実施権の設定の場合)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）

6 その他特記事項

(1) 成果普及の努力（プレス発表等）

（例）

発表者	所属	タイトル	雑誌名・学会名・イベント名等	発表年月

(2) その他

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第6)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

課題設定型産業技術開発費助成金交付申請取下げ届出書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた課題設定型産業技術開発費助成金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第9条第1項第十九号の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付申請の取下げ理由
- 3 取下げられた交付の申請に係る助成対象費用及び助成金の額
  - (1) 助成対象費用
  - (2) 助成金の額

(様式第6)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

課題設定型産業技術開発費助成金交付申請取下げ届出書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた課題設定型産業技術開発費助成金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第9条第19号の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付申請の取下げ理由
- 3 取下げられた交付の申請に係る助成対象費用及び助成金の額
  - (1) 助成対象費用
  - (2) 助成金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第7)

(様式第7)

番 号  
年 月 日  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

番 号  
年 月 日  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成事業計画変更承認申請書  
(・・助成事業名・・)

課題設定型産業技術開発費助成事業計画変更承認申請書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた課題設定型  
産業技術開発費助成事業を下記のとおり変更したいので、課題設定型産業技術開発費助成金交  
付規程第11条第1項の規定に基づき承認を申請します。

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた課題設定型  
産業技術開発費助成事業を下記のとおり変更したいので、課題設定型産業技術開発費助成金交  
付規程第11条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

記

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 計画変更が助成事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の費用の配分 (新旧対比のこと。)
- 6 同上の算出根拠

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 計画変更が助成事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の費用の配分 (新旧対比のこと。)
- 6 同上の算出根拠

(注)

- 1 計画変更の内容は、何をどのように変更するのか、できるだけ詳細に記入すること。
- 2 計画変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。
- 3 中止又は廃止に当たっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
- 4 助成事業の全部又は一部の中止に当たっては、その後の措置について記載すること。

(注)

- 1 計画変更の内容は、何をどのように変更するのか、できるだけ詳細に記入すること。
- 2 計画変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。
- 3 中止又は廃止に当たっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
- 4 助成事業の全部又は一部の中止に当たっては、その後の措置について記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第8)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成事業計画変更届出書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた課題設定型  
産業技術開発費助成事業を下記のとおり変更したいので、課題設定型産業技術開発費助成金交  
付規程第11条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 計画変更が助成事業に及ぼす影響
- 5 変更期日

(注)

- 1 計画変更の内容は、何をどのように変更するのか、できるだけ詳細に記入すること。
- 2 計画変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。

事業番号：

(様式第8)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成事業計画変更届出書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた課題設定型  
産業技術開発費助成事業を下記のとおり変更したいので、課題設定型産業技術開発費助成金交  
付規程第11条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 計画変更が助成事業に及ぼす影響
- 5 変更期日

(注)

- 1 計画変更の内容は、何をどのように変更するのか、できるだけ詳細に記入すること。
- 2 計画変更の理由は、できるだけ詳細に記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

(様式第9-1)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

課題設定型産業技術開発費助成事業承継承認申請書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付けをもって、より課題設定型産業技術開  
発費助成事業に係る地位を承継し、助成事業を継続して実施したいので、課題設定型産業技  
術開発費助成金交付規程第12条第1項の規定に基づき下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 旧助成事業者の名称
- 2 助成事業の地位の承継理由
- 3 助成事業の名称
- 4 助成事業の内容
- 5 交付決定通知書の日付け及び番号  
年 月 日 第 号
- 6 交付決定通知書に記載された助成金の額  
円
- 7 既に交付を受けている助成金の額  
円

事業番号:

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第9-1)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

課題設定型産業技術開発費助成事業承継承認申請書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付けをもって、より課題設定型産業技術開  
発費助成事業に係る地位を承継し、助成事業を継続して実施したいので、課題設定型産業技  
術開発費助成金交付規程第12条第1項の規定に基づき下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 旧助成事業者の名称
- 2 助成事業の地位の承継理由
- 3 助成事業の名称
- 4 助成事業の内容
- 5 交付決定通知書の日付け及び番号  
年 月 日 第 号
- 6 交付決定通知書に記載された助成金の額  
円
- 7 既に交付を受けている助成金の額  
円

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第9-2)

(様式第9-2)

番 号  
年 月 日

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 印

課題設定型産業技術開発費助成事業承継承認申請書  
(・・助成事業名・・)

課題設定型産業技術開発費助成事業承継承認申請書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付けをもって、課題設定型産業技術開発費助成事業に係る弊社の一切の権利義務を下記の理由により、  
へ承継したく、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第12条第3項の規定に基づき下記のとおり承認を申請します。

年 月 日付けをもって、課題設定型産業技術開発費助成事業に係る弊社の一切の権利義務を下記の理由により、  
へ承継したく、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第12条第3項の規定に基づき下記のとおり承認を申請します。

記

記

- 1 助成事業の地位の承継理由
- 2 助成事業の名称
- 3 助成事業の内容
- 4 交付決定通知書の日付け及び番号  
年 月 日 第 号
- 5 交付決定通知書に記載された助成金の額  
円
- 6 既に交付を受けている助成金の額  
円

- 1 助成事業の地位の承継理由
- 2 助成事業の名称
- 3 助成事業の内容
- 4 交付決定通知書の日付け及び番号  
年 月 日 第 号
- 5 交付決定通知書に記載された助成金の額  
円
- 6 既に交付を受けている助成金の額  
円

事業番号:

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第10)

(様式第10)

番 号  
年 月 日

年 月 日

申請者の名称及び  
代表者等名

申請者の名称及び  
代表者等名

あて

あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長名 印

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長名 印

確定通知書

確定通知書

確定検査の結果、下記のとおり確定したので通知します。

確定検査の結果、下記のとおり確定したので通知します。

記

記

1 助成事業の名称

1 助成事業の名称

(大項目)

(大項目)

(中項目)

(中項目)

(小項目)

(小項目)

2 検査日 年 月 日

2 検査日 年 月 日

3 交付決定額 助成対象費用の額 金 円  
助成金の額 金 円

3 交付決定額 助成対象費用の額 金 円  
助成金の額 金 円

4 確定額 助成対象費用の額 金 円  
助成金の額 金 円

4 確定額 助成対象費用の額 金 円  
助成金の額 金 円

5 確定減額 金 円

5 確定減額 金 円

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号:

事業番号:

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第11-1)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた課題設定型産業技術開発費助成金について、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第14条第2項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1. 助成事業の名称

(大項目) \_\_\_\_\_  
(中項目) \_\_\_\_\_  
(小項目) \_\_\_\_\_

2. 概算払請求金額

\_\_\_\_\_ 円

3. 請求金額の内訳

別紙のとおり

「振込先銀行口座」(登録済み)

銀行名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

事業番号: \_\_\_\_\_

(様式第11-1)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた課題設定型産業技術開発費助成金について、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第14条第2項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1. 助成事業の名称

(大項目) \_\_\_\_\_  
(中項目) \_\_\_\_\_  
(小項目) \_\_\_\_\_

2. 概算払請求金額

\_\_\_\_\_ 円

3. 請求金額の内訳

別紙のとおり

「振込先銀行口座」(登録済み)

銀行名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

事業番号: \_\_\_\_\_

※用紙の寸法は、日本工業規格A列4とし、左上とじとすること。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第 11-2)

年 月 日

振込指定口座番号登録申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者等名 印

当該契約に係る振込口座の(新規登録/変更)を下記のとおり申請します。

記

1. 助成事業の名称

(大項目) \_\_\_\_\_  
(中項目) \_\_\_\_\_  
(小項目) \_\_\_\_\_

事業番号: □□□□□□□□-□

2. 支払いに係る連絡先

郵便番号及び住所 \_\_\_\_\_  
部課名及び担当者 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

振込指定口座 (新規/変更後)	銀行名	_____
	支店名	_____
	預金種別	_____
	口座名義	_____
	口座名義フリガナ	_____
	口座番号	_____

(様式第 11-2)

年 月 日

振込指定口座番号登録申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 印

当該契約に係る振込口座の(新規登録/変更)を下記のとおり申請します。

記

1. 助成事業の名称

(大項目) \_\_\_\_\_  
(中項目) \_\_\_\_\_  
(小項目) \_\_\_\_\_

事業番号: □□□□□□□□-□

2. 支払いに係る連絡先

郵便番号及び住所 \_\_\_\_\_  
部課名及び担当者 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

振込指定口座 (新規/変更後)	銀行名	_____
	支店名	_____
	預金種別	_____
	口座名義	_____
	口座名義フリガナ	_____
	口座番号	_____

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第12)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金精算私請求書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第14条第2項の規定に基づき精算私を下記のとおり請求します。

記

1 助成事業の名称

2 精算私請求金額

金 円也

内訳

助成金の確定額	金	円也
概算私受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也

3 振込先

銀行	支店	預金
口座番号		番
名義人		

事業番号：

(様式第12)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金精算私請求書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第14条第2項の規定に基づき精算私を下記のとおり請求します。

記

1 助成事業の名称

2 精算私請求金額

金 円也

内訳

助成金の確定額	金	円也
概算私受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也

3 振込先

銀行	支店	預金
口座番号		番
名義人		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

(様式第13)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金に係る財産処分による収入金報告書  
(・・助成事業名・・)

上記助成金に係る財産処分により収入金がありましたので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額及び年月日
- 3 助成対象費用の合計額
- 4 既に収入金又は収益金として納付した金額及び年月日
- 5 収入金の合計額
- 6 処分した財産及び収入金の内訳

財産等の名称	数量	取得単価	取得価額	取得年月日	処分年月日	残存簿価	処分による収入金	処分の方式
合 計								

- 7 納付すべき金額及び年月日
- 8 納付すべき金額の算出基礎

事業番号:

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第13)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金に係る財産処分による収入金報告書  
(・・助成事業名・・)

上記助成金に係る財産処分により収入金がありましたので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額及び年月日
- 3 助成対象費用の合計額
- 4 既に収入金又は収益金として納付した金額及び年月日
- 5 収入金の合計額
- 6 処分した財産及び収入金の内訳

財産等の名称	数量	取得単価	取得価額	取得年月日	処分年月日	残存簿価	処分による収入金	処分の方式
合 計								

- 7 納付すべき金額及び年月日
- 8 納付すべき金額の算出基礎

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号:

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

(様式第14)

取得財産等管理明細表

(助成事業の名称 )

区分財産名	財産名(規格)	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

(注)

- 対象となる取得財産等は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円(税抜)以上の財産とする。(組み合わせて使用し、総額が50万円以上となる取得財産も含む)
- 財産の区分は、(イ)機械装置、測定装置、工具器具備品等、(ロ)無形資産(ソフトウェア等)、(ハ)書籍、資料、(ニ)無体財産権(産業財産権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 数量は、同一規格等であれば一括して差し支えない。単価が異なる場合は分別して記載すること。
- 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 金額、取得年月日、耐用年数等に関して、助成事業者の固定資産台帳等との整合を確認すること。

事業番号：

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第14)

取得財産等管理明細表

(助成事業の名称 )

区分財産名	財産名(規格)	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

(注)

- 対象となる取得財産等は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円(税抜)以上の財産とする。
- 財産の区分は、(イ)機械装置、測定装置、工具器具備品等、(ロ)無形資産(ソフトウェア等)、(ハ)書籍、資料、(ニ)無体財産権(産業財産権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 数量は、同一規格等であれば一括して差し支えない。単価が異なる場合は分別して記載すること。
- 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第15)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金に係る財産処分承認申請書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、下記のとおり取得財産等を処分したいので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第18条第3項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価額及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

事業番号:

(様式第15)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金に係る財産処分承認申請書  
(・・助成事業名・・)

上記の件について、下記のとおり取得財産等を処分したいので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第18条第3項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価額及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号:

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第16)

(様式第16)

番 号  
年 月 日

番 号  
年 月 日

申請者の名称及び  
代表者等名

あて

申請者の名称及び  
代表者等名

あて

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 名

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 名

課題設定型産業技術開発費助成金交付決定の中止(廃止)承認通知書  
(・・助成事業名・・)

課題設定型産業技術開発費助成金交付決定の中止(廃止)承認通知書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け第 号をもって に対し上記助成金の交  
付の決定を行いました。年 月 日付け第 号による承認申請書を審査し  
た結果、その交付の決定の全部(一部)の中止(廃止)を承認しますので、課題設定型産業技  
術開発費助成金交付規程第17条第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。

年 月 日付け第 号をもって に対し上記助成金の交  
付の決定を行いました。年 月 日付け第 号による承認申請書を審査し  
た結果、その交付の決定の全部(一部)の中止(廃止)を承認しますので、課題設定型産業技  
術開発費助成金交付規程第17条第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付決定を中止(廃止)した助成事業者に対する交付決定額
- 3 交付決定の中止(廃止)に伴う金額及び年月日
- 4 交付決定の中止(廃止)を承認した理由
- 5 助成金の既支払額

- 1 助成事業の名称
- 2 交付決定を中止(廃止)した助成事業者に対する交付決定額
- 3 交付決定の中止(廃止)に伴う金額及び年月日
- 4 交付決定の中止(廃止)を承認した理由
- 5 助成金の既支払額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号：

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第17)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金返還報告書 (取消に係るもの)  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け第 号をもって通知を受けた に対する上記助成金の交付決定の取消に伴い、当該取消に係る部分の助成金を返還したいので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第19条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付決定の取消の年月日
- 3 既に交付を受けている助成金の額
- 4 返還すべき金額及び年月日
- 5 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金
- 6 加算金の算出基礎
- 7 延滞金の算出基礎
- 8 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金

事業番号:

(様式第17)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金返還報告書 (取消に係るもの)  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付け第 号をもって通知を受けた に対する上記助成金の交付決定の取消に伴い、当該取消に係る部分の助成金を返還したいので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第19条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 交付決定の取消の年月日
- 3 既に交付を受けている助成金の額
- 4 返還すべき金額及び年月日
- 5 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金
- 6 加算金の算出基礎
- 7 延滞金の算出基礎
- 8 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号:

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第18)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金返還報告書 (確定に係るもの)  
(・・助成事業名・・)

助成金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている助成金のうち当該確定額を超える部分について返還したいので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第19条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額及び年月日
- 3 既に交付を受けている助成金の額
- 4 返還すべき金額及び年月日
- 5 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金
- 6 延滞金の算出基礎
- 7 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金

事業番号:

(様式第18)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金返還報告書 (確定に係るもの)  
(・・助成事業名・・)

助成金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている助成金のうち当該確定額を超える部分について返還したいので、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第19条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額及び年月日
- 3 既に交付を受けている助成金の額
- 4 返還すべき金額及び年月日
- 5 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金
- 6 延滞金の算出基礎
- 7 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号:

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第19)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

上記の件について、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第20条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額
- 3 助成金の交付の決定時における消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額(A) 円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額(B) 円
- 5 助成金の返還相当額 (B-A) 円

(注) 別紙として精算の内訳を添付すること。

事業番号:

(様式第19)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

上記の件について、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第20条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金の確定通知額
- 3 助成金の交付の決定時における消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額(A) 円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額(B) 円
- 5 助成金の返還相当額 (B-A) 円

(注)

- 1 別紙として精算の内訳を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号:

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

(様式第20)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金に係る企業化状況報告書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付の 第 号をもって交付決定通知があった上記の助成事業に  
関し、 年度企業化状況について、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第24条の規  
定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 基本情報

(単位:円)

助成事業名	
助成期間	
助成対象費用[補助率○/○]・・・(A)	
助成金確定額・・・(B)	
既納付額累計・・・(C)	
(D) = (B) - (C)	
助成金確定額収益納付期間単年度換算値 (= (B) × 1/5)・・・(E)	
納付額下限値・・・(F) = (E) の 1%	

2. 企業化実績報告

算定額(①)の詳細は別紙のとおり

(単位:円)

報告年 度	算定額 ①	本年度納付額 ②	免除希望額 ③	備考
N1年度				
N2年度				
N3年度				
N4年度				
N5年度				

(様式第20)

番 号  
年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者等名 印

課題設定型産業技術開発費助成金に係る企業化状況報告書  
(・・助成事業名・・)

年 月 日付の 第 号をもって交付決定通知があった上記の助成事業に  
関し、 年度企業化状況について、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第24条の規  
定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 基本情報

(単位:円)

助成事業名	
助成期間	
助成対象費用[補助率○/○]・・・(A)	
助成金確定額・・・(B)	
既納付額累計・・・(C)	
(D) = (B) - (C)	
助成金確定額収益納付期間単年度換算値 (= (B) × 1/5)・・・(E)	
納付額下限値・・・(F) = (E) の 1%	

2. 企業化実績報告

算定額(①)の詳細は別紙のとおり

(単位:円)

報告年 度	算定額 ①	本年度納付額 ②	納付猶予額 ③	免除希望額 ④	備考
N1年度					
N2年度					
N3年度					
N4年度					
N5年度					

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (新)

3. 企業化状況報告

(1) 企業化(事業化)の状況

(2) 発売時期及び事業名(あるいは製品名)と販売価格、販売数量

発売時期	事業名(あるいは製品名)	販売価格	販売数	販売期間

(3) 企業化(事業化)で収益をあげるまでの課題と解決のための日程

(注釈)

- 1) 「助成対象費用(A)」及び「助成金確定額(B)」は、確定通知書に基づく額をいう。
- 2) 「既納付額累計(C)」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 3) 「助成金確定額収益納付期間単年度換算値(E)」は、「助成金確定額(B)」の5分の1をいう。
- 4) 「納付額下限値(F)」は、「助成金確定額収益納付期間単年度換算値(E)」の1%をいう。
- 5) 当該年度収益額が納付額下限値(F)に満たない場合は、納付対象外とする。算定額(①)及び本年度納付額(②)には「対象外」と記入する。
- 6) 「算定額(①) < (D)」の場合は、本年度納付額(②) = 算定額(①)となる。また、「算定額(①) > (D)」の場合は、本年度納付額(②) = (D)となる。
- 7) NEDO 助成事業における中小企業の定義に該当する場合であって、企業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益、純利益のいずれかが、単体決算で赤字となることを理由に本年度納付額の免除を希望する場合は、本年度納付額(②)は空欄として、免除希望額(③)を記入すること。さらに、様式第21(納付免除申請書)を提出し、機構の承認を得ることとする。該当しない場合には③は記入不要。
- 8) 前年度までの免除希望額(③)は、機構から認められた実績額に見直すこと。該当しない場合には③は記入不要。
- 9) 別紙(企業化実績報告添付資料)は選択した助成金寄与度の考え方に応じた様式を用いること。初回報告時に選択した考え方は企業化状況報告期間中に変更不可とする。
- 10) 円未満は切り捨てとする。

事業番号:

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 (旧)

3. 企業化状況報告

(1) 企業化(事業化)の状況

(2) 発売時期及び事業名(あるいは製品名)と販売価格、販売数量

発売時期	事業名(あるいは製品名)	販売価格	販売数	販売期間

(3) 企業化(事業化)で収益をあげるまでの課題と解決のための日程

(注釈)

- 1) 「助成対象費用(A)」及び「助成金確定額(B)」は、確定通知書に基づく額をいう。
- 2) 「既納付額累計(C)」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 3) 「助成金確定額収益納付期間単年度換算値(E)」は、「助成金確定額(B)」の5分の1をいう。
- 4) 「納付額下限値(F)」は、「助成金確定額収益納付期間単年度換算値(E)」の1%をいう。
- 5) 当該年度収益額が納付額下限値(F)に満たない場合は、納付対象外とする。算定額(①)及び本年度納付額(②)には「対象外」と記入する。
- 6) 「算定額(①) < (D)」の場合は、本年度納付額(②) = 算定額(①)となる。また、「算定額(①) > (D)」の場合は、本年度納付額(②) = (D)となる。
- 7) NEDO 助成事業における中小企業の定義に該当する場合であって、企業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益、純利益のいずれかが、単体決算で赤字となることを理由に本年度納付額の免除を希望する場合は、本年度納付額(②)は空欄として、免除希望額(④)を記入すること。さらに、様式第21(納付免除申請書)を提出し、機構の承認を得ることとする。該当しない場合には④は記入不要。
- 8) 前年度までの納付猶予額(③)及び免除希望額(④)は、NEDO から認められた実績額に見直すこと。該当しない場合には③、④は記入不要。
- 9) 別紙(企業化実績報告添付資料)は選択した助成金寄与度の考え方に応じた様式を用いること。初回報告時に選択した考え方は企業化状況報告期間中に変更不可とする。
- 10) 円未満は切り捨てとする。
- 11) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事業番号:

課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（新）	課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（旧）
様式第2-1（略）	様式第2-1（略）